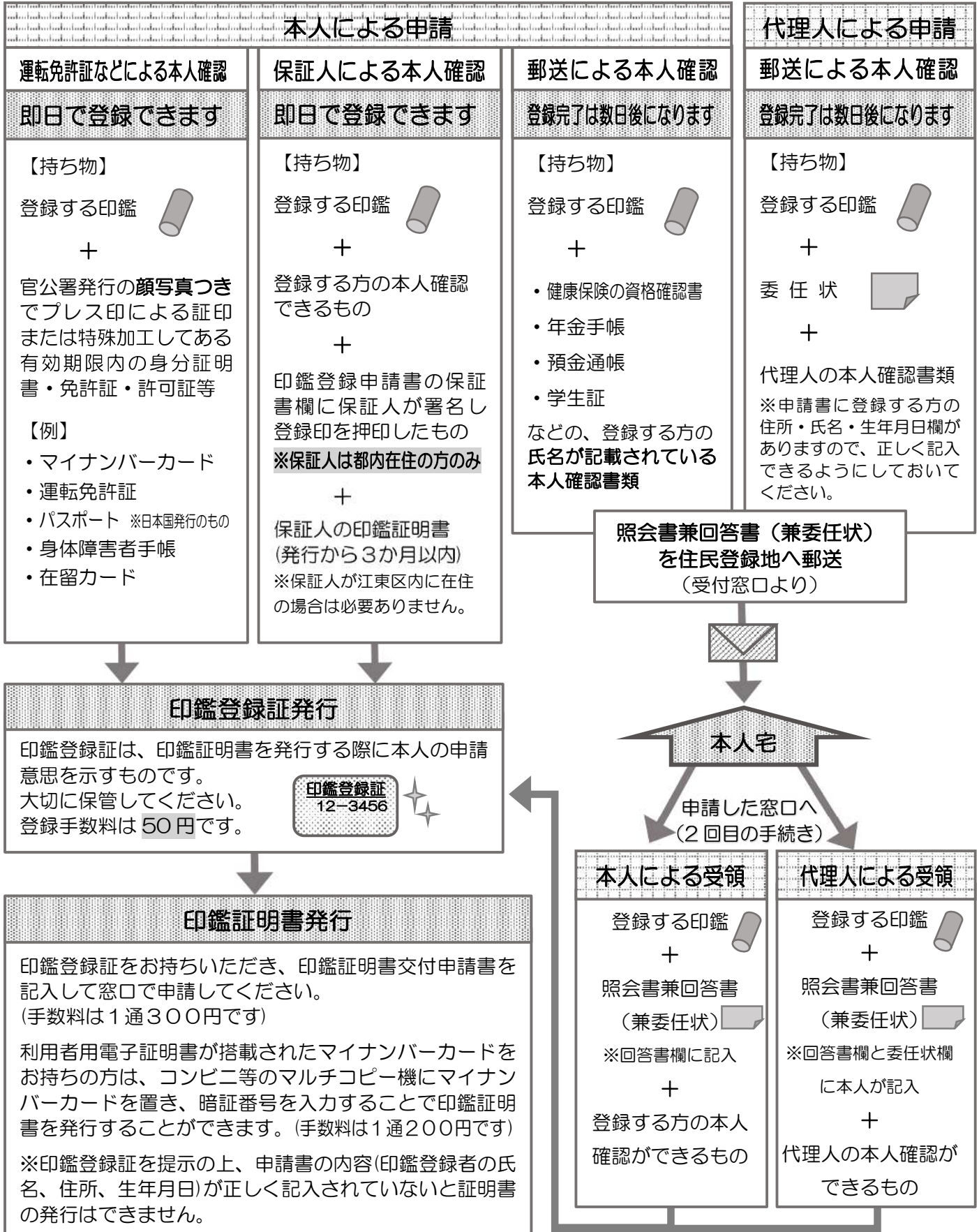


印鑑登録をなさる方へ

江東区に住民登録をしている方は、1人1個に限り、印鑑登録をすることができます。ただし、他の方が既に登録した印鑑では登録できません。また、意思能力の無い方や15歳未満の方は登録できません。

■窓口に来られる方の本人確認できるものを必ずお持ちください



●委任状の書き方●

委任状は、必ず**委任者（登録する方）本人が記入**してください。

※委任状は江東区の下記ホームページよりダウンロードできます。

●照会書兼回答書（兼委任状）の書き方●

照会書兼回答書（兼委任状）は、必ず**委任者（登録する方）本人が記入し、回答書には登録する印鑑を押印**してください。

記入例

委任状		令和〇年〇月〇日
江東区長殿		
〈委任者（印鑑登録する方）〉		
住所	東京都江東区東陽4-11-28	
氏名	江東 一郎	
連絡先	03-3647-9111（日中連絡がつくもの）	
私は下記の者を代理人として、以下の権限を委任します。		
〈委任事項〉 ※該当する項目に必ず☑（チェック）してください。		
☑印鑑登録申請		
☐印鑑登録証亡失届・印鑑登録廃止届		
☐印鑑登録証引替交付申請及び受領		
〈代理人（窓口に来る方）〉		
住所	東京都江東区大島4-5-1	
氏名	江東 花子	
生年月日	昭和〇年〇月〇日	

記入例

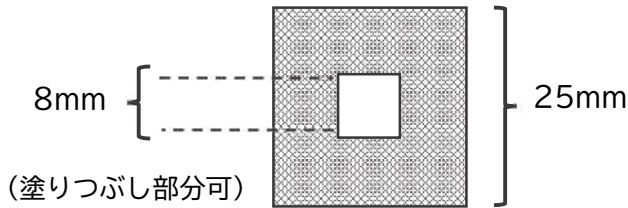
回答書		令和〇年〇月〇日
照会のありました印鑑登録申請は、私の意思に基づくことに相違ありません。		
住所	江東区東陽4丁目11番28号	申請した印鑑 江東
本人署名	江東 一郎	
生年月日	平成4年11月28日	

代理人に委任するときは、登録する本人が回答書と以下の委任状を記入して持参させてください。

委任状		令和〇年〇月〇日
代理人住所	東京都江東区大島4-5-1	
代理人氏名	江東 花子	
回答書の提出及び印鑑登録証の受領について、上記の者を代理人と定め、その権限を委任いたします。		
本人署名 江東 一郎		

●登録できる印鑑●

- ・印影が8ミリの正方形に収まらないもの、かつ25ミリの正方形に収まるもの(下図参照)



- ・住民基本台帳に記載されている氏名、氏、名、旧氏もしくは通称、または氏名、旧氏もしくは通称の一部を組み合わせたもので表しているもの
※旧氏の印影を登録する場合は、事前に住民票へ「旧氏の記載」をする手続きが必要です。
- ・硬質のもの(ゴム印不可)で、変形しないもの
- ・印影が鮮明で、判読ができるもの

●次の場合は届出してください●

	届出書類	必要なもの
印鑑登録証をなくしたとき	亡失届	本人確認できるもの
登録を廃止したいとき	廃止申請書	印鑑登録証＋本人確認できるもの
登録印を変えたいとき	廃止申請書＋印鑑登録申請書	印鑑登録証＋新しい印鑑＋本人確認できるもの
印鑑登録証が破損したとき	引替交付申請書	印鑑登録証＋本人確認できるもの

●手続き・問い合わせ場所●

	電話番号	名称	電話番号	名称	電話番号
江東区役所区民課	03(3647)3162	豊洲特別出張所	03(3531)6316	大島出張所	03(3637)2451
白河出張所	03(3642)4456	小松橋出張所	03(5606)5581	砂町出張所	03(3644)2181
富岡出張所	03(3642)8306	亀戸出張所	03(3683)3734	南砂出張所	03(3640)5355

くわしくは、上記窓口または電話にて問い合わせください。

江東区ホームページ（右のQRコードより印鑑登録のページにアクセス可能です）

<https://www.city.koto.lg.jp/kurashi/jumin/inkan/index.html>

